

都道首都高速2号線（赤羽橋区間）高架下等利用計画

1 計画概要

本件は、都道首都高速2号線の赤羽橋区間の約0.3kmについて、高架下等利用計画を策定するものである。

2 土地の利用の特徴

都道首都高速2号線は、起点を東京都中央区銀座東八丁目、終点を品川区戸越一丁目とする延長8.5kmの路線（但し、銀座から浜崎橋ジャンクションの間は都道首都高速1号線と重複）であり、東京都中央区から港区、渋谷区を經由し品川区まで通過している。当該高速道路は、昭和42年9月に全線供用開始した。

港区に位置する当該高架下の土地の都市計画用途地域は、近隣商業地域又は商業地域に指定されており、周辺の土地の利用用途は、店舗、事務所、住宅等となっている。

交通面では、当該高架下の土地は、都営地下鉄大江戸線赤羽橋から西に直線距離約0.1kmの場所に位置している。

3 利用計画

（1）高架下利用部分の選定

利用可能箇所図のとおり

（2）利用用途の決定

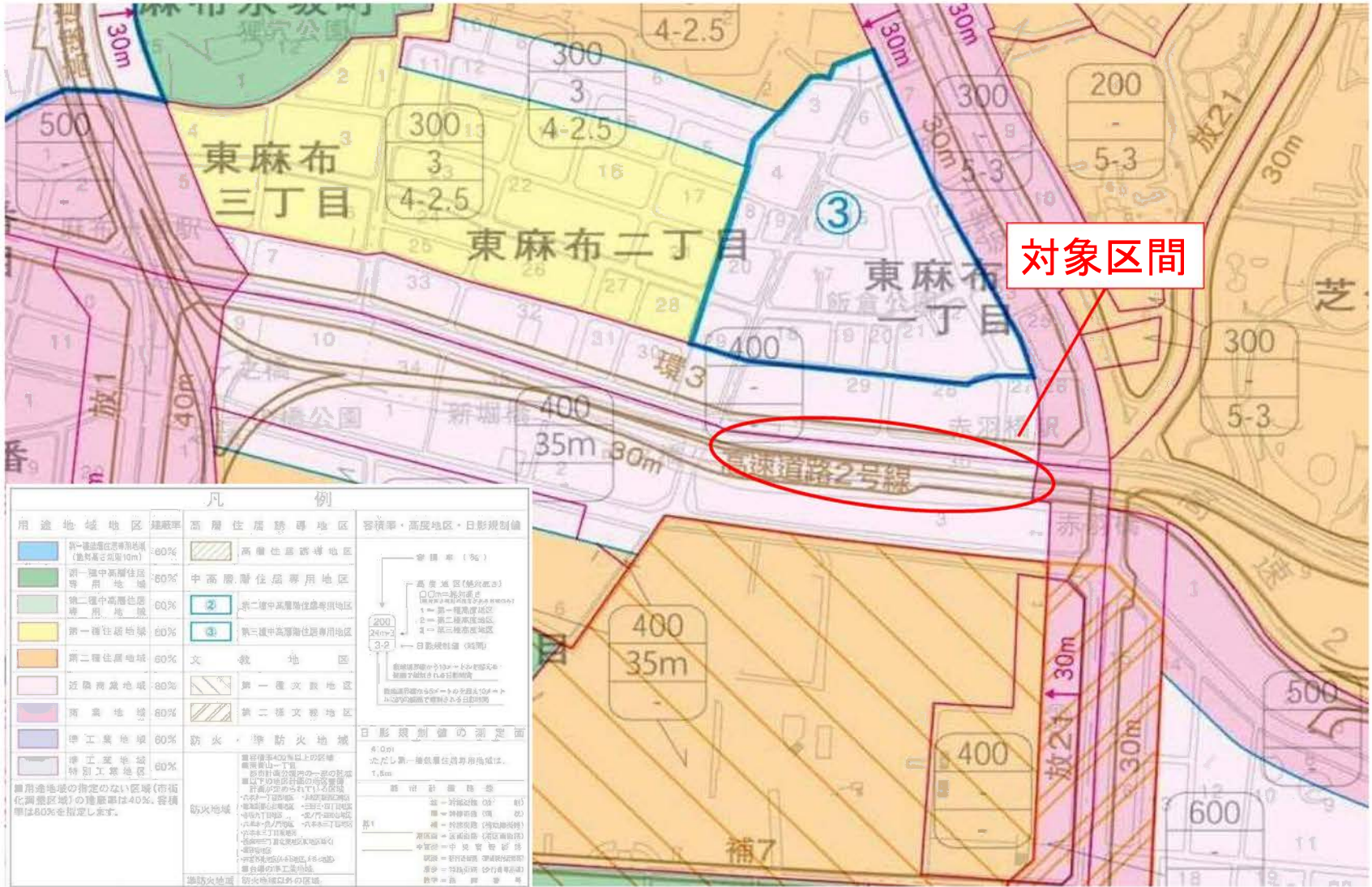
別表のとおり利用用途を決定するものとする。

以上

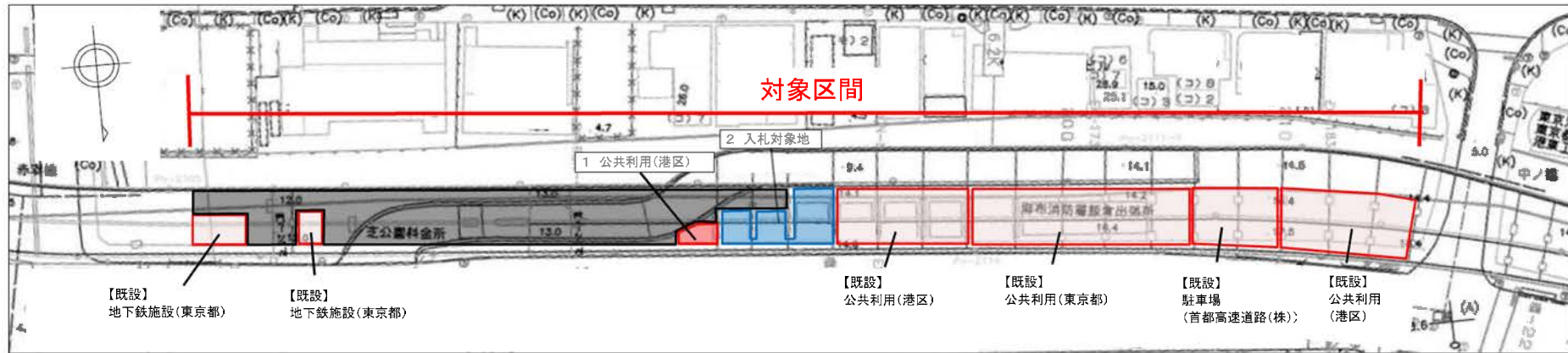
位置図(港区赤羽橋区間)



都市計画図(港区赤羽橋区間)



利用可能箇所図(港区赤羽橋区間)



凡例

- : 国又は地方公共団体による占有
- : 入札により定める
- : 占有不可(高速道路等)
- : 既占有